

西宮市建設工事総合評価競争 入札実施のための手引き

令和 6 年 12 月

西宮市財務局財務総括室 契約管理課

目 次

はじめに

1. 総合評価競争入札の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 総合評価競争入札とは	
(2) 総合評価競争入札の効果とは	
2. 総合評価競争入札の実施方針・・・・・・・・・・・・	3
(1) 対象工事	
(2) 適用除外工事	
(3) 総合評価競争入札の型	
(4) 落札者決定基準	
3. 標準的な落札者決定基準・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 総合評価競争入札の落札者の決定方法等	
(2) 評価基準	
(3) 落札者の決定	
(4) 再度入札	
4. 提案項目に関する技術資料の作成・・・・・・・・・・	10
(1) 技術資料	
(2) 技術資料の提出方法	
(3) 技術資料に関する注意事項	
5. 総合評価競争入札適用時の流れ・・・・・・・・・・・・	13
6. 総合評価検討会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

7. 技術提案等の保護・履行義務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

- (1) 契約の相手方の施工方法等
- (2) 技術提案等の保護
- (3) 技術資料の担保
- (4) 責任の所在等
- (5) 技術提案等に関する履行確認の手順
- (6) 工事成績の減点
- (7) 契約金額の減額
- (8) 不落随契

8. 入札公告及び評価結果の公表等・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

- (1) 入札公告
- (2) 評価結果の公表
- (3) 苦情の申立て

9. 総合評価競争入札Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

- (1) 施工能力評価項目について
- (2) 提案項目について
- (3) 履行の確認について
- (4) その他

10. 問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

- (1) 契約手続きについて
- (2) 技術提案等について

はじめに

近年のわが国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注や、不良工事の発生等、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきました。

このような状況の下、公共工事の品質確保を目的に、平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下、「品確法」という。）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」との基本理念が規定されました。

こうした背景を受け、公共工事の品質の確保を図るため、本市でも、平成19年度に「西宮市建設工事総合評価競争入札試行要綱」を策定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下、「政令」という。）第167条10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（総合評価方式）の試行実施を始め、平成23年度からは「西宮市建設工事総合評価競争入札実施要綱」（以下、「要綱」という。）に改名し、本格実施しています。

平成25年の国の抜本的な見直し及び兵庫県の型の変更、品確法の一部改正（平成26年）等を踏まえ、本市の制度の見直しを行い、随時、要綱の一部を改正しました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

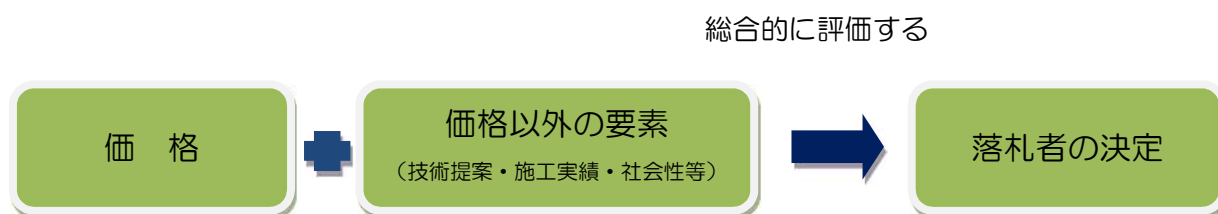
1. 総合評価競争入札の概要

(1) 総合評価競争入札とは

公共工事は、調達時点で品質を確認することができる物品等の購入とは異なり、請負った企業の技術力等によって品質が左右されます。このため、経済性に配慮しつつ、企業の技術力等を適正に評価することで価格と品質が総合的に優れた調達を、より公正・透明で競争性の高い方式により実現されることが求められています。

総合評価競争入札とは、価格と価格以外の多様な要素（技術提案、施工実績、社会性等）を数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とするることにより、予定価格の制限の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するものです。

このように、総合評価競争入札では価格以外の要素についても評価の対象とするため、必ずしも最低価格を提示した入札参加者が落札者になるとは限りません。



(2) 総合評価競争入札の効果とは

◎ 価格と価格以外の要素で競争させることにより、優良な社会資本の整備を行うことができます。これまでの価格競争とは異なり、総合的なコスト縮減・目的物の性能や機能の向上・社会的要請に関する技術提案、地形・地域性・環境などを考慮した施工計画の提案などを審査及び評価の対象としています。これらの技術提案等を評価するため、優良な社会資本の整備の底上げとなります。

◎ 必要な技術力等を有する企業が競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。

◎ 技術力等を評価することにより、企業の技術力等の向上に対する意欲を高めることができます。

企業及び技術者の技術能力を評価するため、公共事業の受注を希望する建設業者の技術力等の向上に対する意欲を高めることができ、それに伴い、公共事業の品質確保に向けて企業・技術者の育成・技術力の向上が期待できます。

◎ 価格以外の要素を評価し、入札に反映することから、談合防止の効果が期待できます。

2. 総合評価競争入札の実施方針

(1) 対象工事（要綱第3条）

PFI 契約及び設計・施工一括発注方式（デザインビルド）を除く一般競争入札対象工事のうち、価格と価格以外の多様な要素を総合的に評価することが望ましいと判断される工事を対象とします。

具体的には、予定価格 1 億 5 千万円以上の工事のうち、次のいずれかに該当する工事を対象とします。

ア 技術提案又は設計図書による施工計画の提案を受注者に求める工事

イ アに該当しない工事のうち、工事請負指名競争入札における業者指名基準第2条に規定する準市内業者又は市外業者が入札に参加することができる工事

※ 予定価格 1 億 5 千万円未満の工事であっても工事内容等を踏まえ必要な場合は対象とします。

(2) 適用除外工事（要綱第3条第2項）

予定価格 1 億 5 千万円以上の総合評価競争入札の対象工事であっても、次の工事は適用除外とすることがあります。

ア 災害復旧工事

イ 緊急に施工する必要がある工事

ウ その他総合評価競争入札を行うことが極めて困難な工事

(3) 総合評価競争入札の型（要綱第4条）

工事の特性に応じて次の3タイプを実施します。

➤ 技術提案評価型

技術提案、設計図書による施工計画及び企業・技術者の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績等）といった価格以外の要素と入札価格を総合的に評価し、落札（候補）者を決定します。

➤ 施工計画評価型

設計図書による施工計画及び企業・技術者の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績等）といった価格以外の要素と入札価格を総合的に評価し、落札（候補）者を決定します。

➤ 施工能力評価型

企業・技術者の施工能力（同種工事の施工実績・工事成績等）といった価格以外の要素と入札価格を総合的に評価し、落札（候補）者を決定します。

	提案項目		施工能力評価項目	
	技術提案	設計図書による施工計画	企業の能力等	技術者の能力
技術提案評価型	○	○	○	○
施工計画評価型	—	○	○	○
施工能力評価型	—	—	○	○

（４）落札者決定基準（要綱第５条）

政令第１６７条の１０の２第３項の規定により、落札者決定基準の基礎となる「標準的な落札者決定基準」を定めています。その標準的な落札者決定基準を基に、入札案件ごとの落札者決定基準を定めています。

３．標準的な落札者決定基準

（１）総合評価競争入札の落札者の決定方法等（要綱第８条）

入札参加者から提出された技術資料については、落札者決定基準に基づき、技術提案及び設計図書による施工計画などを評価し、施工の確実性、適切で確実な施工を行う能力等を審査します。

評価方法は、価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する除算方式を採用し、評価値の最も高い入札参加者を落札（候補）者とします。

また、入札参加者から提示された技術提案及び設計図書による施工計画が不適切な場合は、当該提案内容を採用しないこともあります。その場合は、競争参加確認通知書に採用しない項目と理由を併せて記載し、通知します。

ア 技術評価点の設定範囲

技術提案評価型 ： 最大２０点 ～ ３６点

施工計画評価型 ： 最大１１点 ～ １５点

施工能力評価型 ： 最大 ６点

※ いずれも『資格の保有状況』の項目を選択した場合

《総合評価競争入札に係る標準的な落札者決定基準別表（評価項目及び評価点）》

評 価 項 目			技術提案 評価型	施工計画 評価型	施工能力 評価型	
提 案 項 目	技 術 提 案	総合的なコスト縮減	2項目以上 1項目標準 4点 8 ～ 16			
		性能・機能の向上				
		社会的要請				
		具体的な施工計画				
	設 計 図 書 に よ る 施 工 計 画	施工管理	1項目2点 0 ～ 8	2項目以上 1項目標準 2点 4 ～ 8		
		安全管理				
		品質管理				
工程管理						
計			8 ～ 24	4 ～ 8	0	
施 工 能 力 評 価 項 目	企 業 の 能 力 等	ISO9000 シリーズ認証取得状況	0.5	0.5	0.5	
		同種工事の施工実績	1.5	0.7	0.3	
		類似工事の施工回数	0.5	0.3	0.2	
		工事成績の平均点	2	1	1	
		工事の受注実績	1	0.5	0.5	
		地域精通度	0.5	0.5	0.5	
		社会・地域貢献活動	1	1	1	
		総合評価の履行義務違反の履歴	－1	－1	－1	
		指名停止措置の履歴	－2	－2	－2	
	技 術 者 の 能 力	同種工事の従事割合	2	1	0.5	
		工事成績の最高点	2	1	1	
		資格の保有状況	1	0.5	0.5	
	小 計			12	7	6
	合 計			20 ～ 36	11 ～ 15	6

備考

- 1 類似工事にあつては、工事目的物又は工法の種類が同一のもののうち、最近の数年間に複数回施工したものを設定する。
- 2 同種工事にあつては、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等が発注する工事とほぼ同じ内容のものを設定する。
- 3 平均点、最高点とは、入札日の属する年度より5年前の4月1日以降に通知した、完成、引渡し完了したもので、西宮市又は入札公告で定めるその他の公共機関が発注した該当工種の工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス(コリンス)に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものとする。
なお、該当工種とは、入札公告の「入札参加資格」に記載されている工種とする。
- 4 地域精通度とは、主たる営業所の所在地その他の地理的条件を設定する。
- 5 社会・地域貢献活動とは、工事請負指名競争入札における業者格付基準第2条第5項第2号から第5号までの主観数値をいう。
- 6 総合評価の履行義務違反の履歴にあつては、入札日の属する年度より2年前の4月1日以降に市発注工事において、完成検査が完了した工事に係る評定基準別記様式第1号細目別評定点採点表の7項総合評価技術提案等に不履行があるものをいう。
- 7 指名停止措置の履歴にあつては、入札日の属する年度より2年前の4月1日以降に、西宮市指名停止基準に基づく指名停止の期間があるものをいう。
- 8 従事割合とは、同種工事に従事した期間を、工期で除した数値をいう。
- 9 資格の保有状況にあつては、特に配置技術者の資格を必要な場合において、設定する。

イ 特定建設工事共同企業体

西宮市共同企業体取扱要領（平成19年）に規定する特定建設工事共同企業体で実施する工事の評価方法については、工事内容に応じて、工事毎に条件を設定するため、入札公告により確認してください。

ウ 評価方法

入札参加者から提出された技術資料等を別に定める評価基準に基づき点数化（技術評価点）し、それに価格を加味して評価値を決定します。

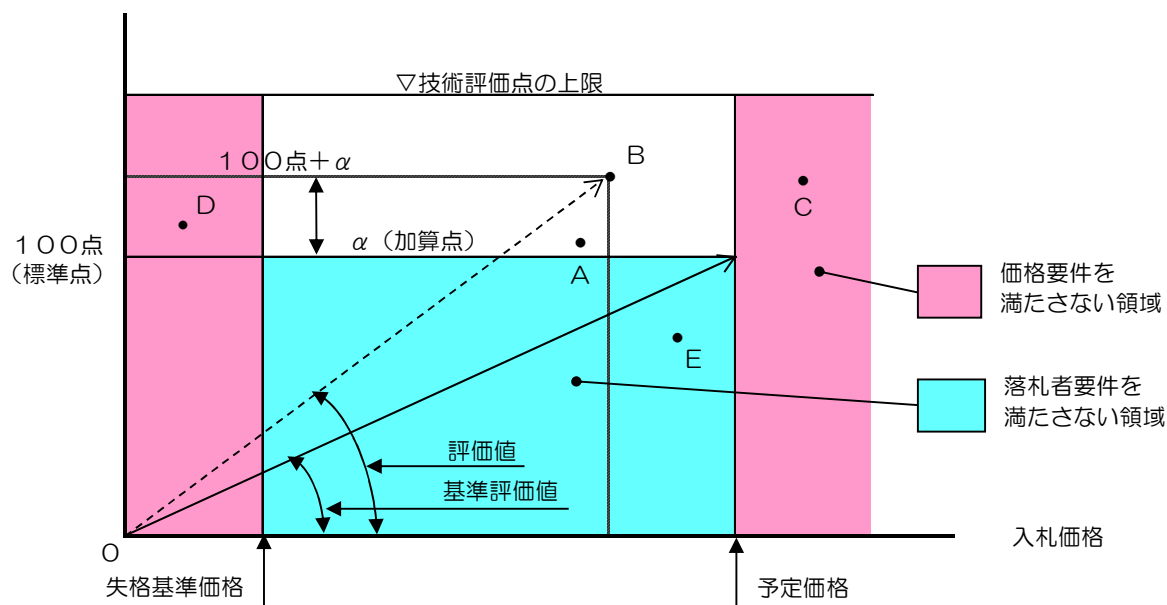
$$[\text{評価値}] = \frac{[\text{技術評価点}]}{[\text{入札金額}]}$$

※評価値は小数点第4位を四捨五入します。

エ 技術者の複数人提出

「競争参加資格確認申請書」を提出の際、2人以上の「現場代理人等配置予定届」を提出した場合は、技術者ごとに技術評価点を算出し、そのうち評価点の合計の最も低い者の点をもって技術評価点とします。

〈除算方式の概念図〉



※ 落札者の決定（A, B, C, D, E は入札者を示す）

- A の評価値は基準評価値（100 点）を上回るが、B の評価値より下位である。
- C の評価値は基準評価値を上回るが、入札価格が予定価格を超過している。
- D の評価値は基準評価値を上回るが、入札価格が失格基準価格を下回っている。
- E は落札者要件を満たしていない。

∴ 入札価格は A より高いが加算点で上回り、評価値（傾き）の最も高い B が落札候補者となる。

(2) 評価基準

企業的能力等に関する評価基準（標準）

評価項目	評価基準
ISO9000 シリーズ 認証取得状況	<u>入札公告日の前日時点</u> で、ISO9001 の認証を取得している状況を評価します。
同種工事の施工実績	<u>入札日の属する年度より5年前の4月1日以降</u> に、完成検査が完了した、落札者決定基準に示す企業の同種工事の施工実績を評価します。 工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等が発注する工事とほぼ同じ内容の工事を設定します。
類似工事の施工回数	<u>入札日の属する年度より5年前の4月1日以降</u> に、完成検査が完了した、落札者決定基準に示す企業の類似工事の施工実績を評価します。 工事目的物又は工法の種類が同一のもののうち、最近の数年に複数回施工した工事を設定します。
工事成績の平均点	<u>入札日の属する年度より5年前の4月1日以降</u> に通知した、完成、引渡し完了したもので、西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関が発注した該当工種の工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス(コリンズ)に登録され、各発注機関の工事成績評定結果における平均点を評価します。(上位2件) また、西宮市については、標準型工事成績評定基準における工事成績を対象とし、平成29年4月1日以降に完成検査を実施した西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院の工事成績も対象とします。ただし、工事成績通知書を通知されたものに限り ます。 なお、該当工種とは、入札公告の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
工事の受注実績	<u>入札日の属する年度より5年前の4月1日から入札公告日の前日まで</u> に、完成、引渡し完了したもので、西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関が発注した該当工種の工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス(コリンズ)に登録され、各発注機関の工事成績評定結果が、落札者決定基準に示す基準点以上を取得した工事の件数を評価します。 また、西宮市については、標準型工事成績評定基準における工事成績を対象とし、平成29年4月1日以降に完成検査を実施した西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院の工事成績も対象とします。ただし、工事成績通知書を通知されたものに限り ます。 なお、該当工種とは、入札公告の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
地域精通度	主たる営業所の所在地、故障対応拠点その他の地理的条件を設定し、評価します。
社会・地域貢献活動	既に提出された格付主観数値申請書に基づき、工事請負指名競争入札における業者格付基準第2条第5項第2号から第5号までの主観数値の合計とします。

総合評価の履行義務違反の履歴	入札日の属する年度より2年前の4月1日から入札公告日の前日まで
指名停止措置の履歴	入札日の属する年度より2年前の4月1日から開札日まで

技術者の能力に関する評価基準

評価項目	評価基準
同種工事の従事割合	入札日の属する年度より5年前の4月1日から入札公告日の前日まで に、監理技術者又は監理技術者資格を有する主任技術者として、落札者決定基準に示す技術者の同種工事の従事実績を評価します。ただし、監理技術者補佐として従事した同種工事における施工実績は、申告することができません。 従事割合とは、同種工事に従事した期間を、全体の工期で除した数値をいいます。ただし、工場製作期間と現場施工期間が区切られる工事の場合、工事実績情報サービス(コリンズ)登録又は工事施工証明書等による工場製作期間又は現場施工期間で除すこととします。 また、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等が発注する工事とほぼ同じ内容の工事を設定します。
工事成績の最高点	入札日の属する年度より5年前の4月1日から入札公告日の前日まで に、完成、引渡し完了したもので、西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関が発注した該当工種の工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス(コリンズ)に登録され、各発注機関の工事成績評定結果における評定点の最高点を評価します。ただし、監理技術者補佐として従事した工事における工事成績は、申告することができません。 また、西宮市については、標準型工事成績評定基準における工事成績を対象とし、平成29年4月1日以降に完成検査を実施した西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院の工事成績も対象とします。ただし、工事成績通知書を通知されたものに限ります。 なお、該当工種とは、入札公告の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
資格の保有状況	この項目は、特に技術者の資格を必要な場合に設定し、落札者決定基準に示す資格を保有している場合に評価します。

※ 「競争参加資格確認申請書」を提出の際、複数人の「現場代理人等配置予定届」を提出した場合は、そのうち技術評価点の合計の最も低い者の技術評価点をもって評価値を算出します。

※ 部分は標準的なものですが、具体的には、案件ごとに定めます。

※ 工事成績の平均点、工事の受注実績及び工事成績の最高点による入札参加者の評価は、入札案件によって評価対象が異なる場合がありますので、入札案件ごとの入札公告により確認してください。

主な設定例は、次のとおりです。

その他公共機関とは、近畿地方整備局、大阪府、兵庫県、神戸市の発注工事に限る。（公社、財団法人等除く）

工事成績評価結果は、西宮市又はその他公共機関から通知されたものに限る。（その他公共機関の対象工事は最終契約金額が１０００万円以上とし単価契約工事を除く）

※ 特定建設工事共同企業体・経常建設共同企業体（ＪＶ）による入札参加者の評価は、入札案件によって評価対象が異なる場合がありますので、入札案件ごとの入札公告により確認してください。

主な設定例は、次のとおりです。

評価項目	評価基準
ISO9000 シリーズ認証取得状況	代表構成員が有する認証取得状況。
施工実績、施工回数	代表構成員が有する施工実績及び施工回数。
工事成績の平均点、 工事の受注実績	代表構成員が有する西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関の発注工事の平均点（上位２件）及び受注件数。
地域精通度	代表構成員又はその他構成員のいずれかの主たる営業（本店・本社）の所在地。
社会・地域貢献活動	代表構成員とその他構成員が有する点数の平均点。
総合評価の履行義務違反の履歴	代表構成員又はその他構成員のいずれかの最も減点が多い者の履歴。
指名停止措置の履歴	代表構成員又はその他構成員のいずれかの最も減点が多い者の履歴。
同種工事の従事割合	代表構成員が有する同種工事の従事割合。
工事成績の最高点	代表構成員が有する西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関発注工事の最高点。

（３）落札者の決定

落札者の決定は、次のアからエまでに掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者としします。

なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者（その技術評価点の高い者が２人以上あるときは、そのうちくじで定めた者）としします。

ア 〔入札金額〕 ≤ 〔予定価格〕 − 〔消費税及び地方消費税に相当する額〕

イ 〔技術評価点〕 ≥ １００点〔標準点〕

ウ 〔入札金額〕 ≥ 〔失格基準価格の額〕 − 〔消費税及び地方消費税に相当する額〕

※ 入札金額が調査基準価格未満であるときは低入札価格調査の結果、当該契約内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるものに限る。

エ 次の各号に掲げる場合に該当しないものであること。

① 技術資料を提出しない場合

② 技術資料に記載漏れがあり、適正な評価ができない場合

- ③ 技術資料に虚偽の記載がある場合
- ④ 技術資料のうち、記載した提案内容が当該提案すべき内容と異なる提案である場合
- ⑤ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合

(4) 再度入札

「(3) 落札者の決定」のア及びウにより、落札者とする対象者がいないときは、直ちに、1回に限り、再度の入札をします。前の入札において、入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び失格基準価格未満の入札を行った者は参加できません。この場合、技術資料・参加資格提出書及び工事費内訳書の提出の必要はありません。

4. 提案項目に関する技術資料の作成

(1) 技術資料

技術資料は、技術資料・参加資格提出書（様式第1号）及び型ごとに必要な添付書類とします。詳細については、入札案件ごとの入札公告にて確認してください。

評価項目	提出書類	
技術提案	様式第1号	要求する技術提案ごとに記載 (色分けはしないこと。)
	添付書類	要求する技術提案ごとに提案内容を説明するA4版 片面1枚(最大1,800文字(45文字×40行))
設計図書による 施工計画	様式第1号	要求する設計図書による施工計画ごとに記載 (色分けはしないこと。)
	添付書類	要求する設計図書による施工計画ごとに提案内容を説明するA4版 片面1枚(最大1,800文字(45文字×40行))
品質管理の取組み	様式第1号	ISO9000 シリーズの認証取得状況に関する事項を 該当欄に記載
	添付書類	ISO9000 シリーズの認証書の写し
同種工事の施工実績、 類似工事の施工回数	様式第1号	施工実績に関する事項を該当欄に記載
	添付書類	次の(1)又は(2)のいずれかの書類 (これらの書類で入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認 できない場合は、次の(3)の書類も添付してください。(当該工事の 工事名称、工期、受注形態、発注機関、工事概要等を確認します。)) (1) コリンズ工事カルテ(竣工時登録データ)の写し (2) 次のアからウまでに掲げるすべての書類 ア 建築基準法による確認済証の写し又はその証明書 イ 建築基準法による検査済証の写し又はその証明書 ウ 次の①から③までに掲げるいずれかの書類 ① [様式第2号] 工事施工証明書 ② [様式第3号] 工事施工証明書 ③ 契約書の写し (3) 設計図書(設計図、仕様書等)の写し
工事成績の平均点、 工事の受注実績	様式第1号	各発注機関工事の工事成績に関する事項を該当欄に記載
	添付書類	工事成績評定結果の通知書の写し コリンズ工事カルテ(竣工時登録データ)の写し
地域精通度	様式第1号	具体的には、案件ごとに定めた内容により、提出してください。
	添付書類	

社会・地域貢献活動	様式第1号	不要（市の所有している資料を基に評価します。）
	添付書類	
総合評価の履行義務違反の履歴	様式第1号	総合評価の履行義務違反に関する事項を該当欄に記載 該当する工事成績評価通知書の写し
	添付書類	
指名停止措置の履歴	様式第1号	不要（市の所有している資料を基に評価します。）
	添付書類	
同種工事の従事割合	様式第1号	要求事項の従事経験に関する事項を該当欄に記載
	添付書類	次の(1)又は(2)のいずれかの書類 （これらの書類で入札参加条件とした従事経験の具体的な内容が確認できない場合は、次の(3)の書類も添付してください。（当該工事の工事名称、工期、受注形態、発注機関、工事概要等を確認します。）） (1) コリンプ工事カルテ（竣工時登録データ）の写し (2) 次のアからウまでに掲げるすべての書類 ア 建築基準法による確認済証の写し又はその証明書 イ 建築基準法による検査済証の写し又はその証明書 ウ 次の①から③までに掲げるいずれかの書類 ① [様式第2号] 工事施工証明書 ② [様式第3号] 工事施工証明書 ③ 契約書の写し (3) 設計図書（設計図、仕様書等）の写し及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写し
工事成績の最高点	様式第1号	各発注機関工事の工事成績に関する事項を該当欄に記載
	添付書類	工事成績評価結果の通知書の写し コリンプ工事カルテ（竣工時登録データ）の写し
資格の保有状況	様式第1号	資格の保有状況に関する事項を該当欄に記載
	添付書類	資格証の写し

（２）技術資料の提出方法

総合評価競争入札による入札を行う場合は、次のものを提出期限までに契約管理課へ持参してください。詳細については、入札案件ごとの入札公告にて確認してください。

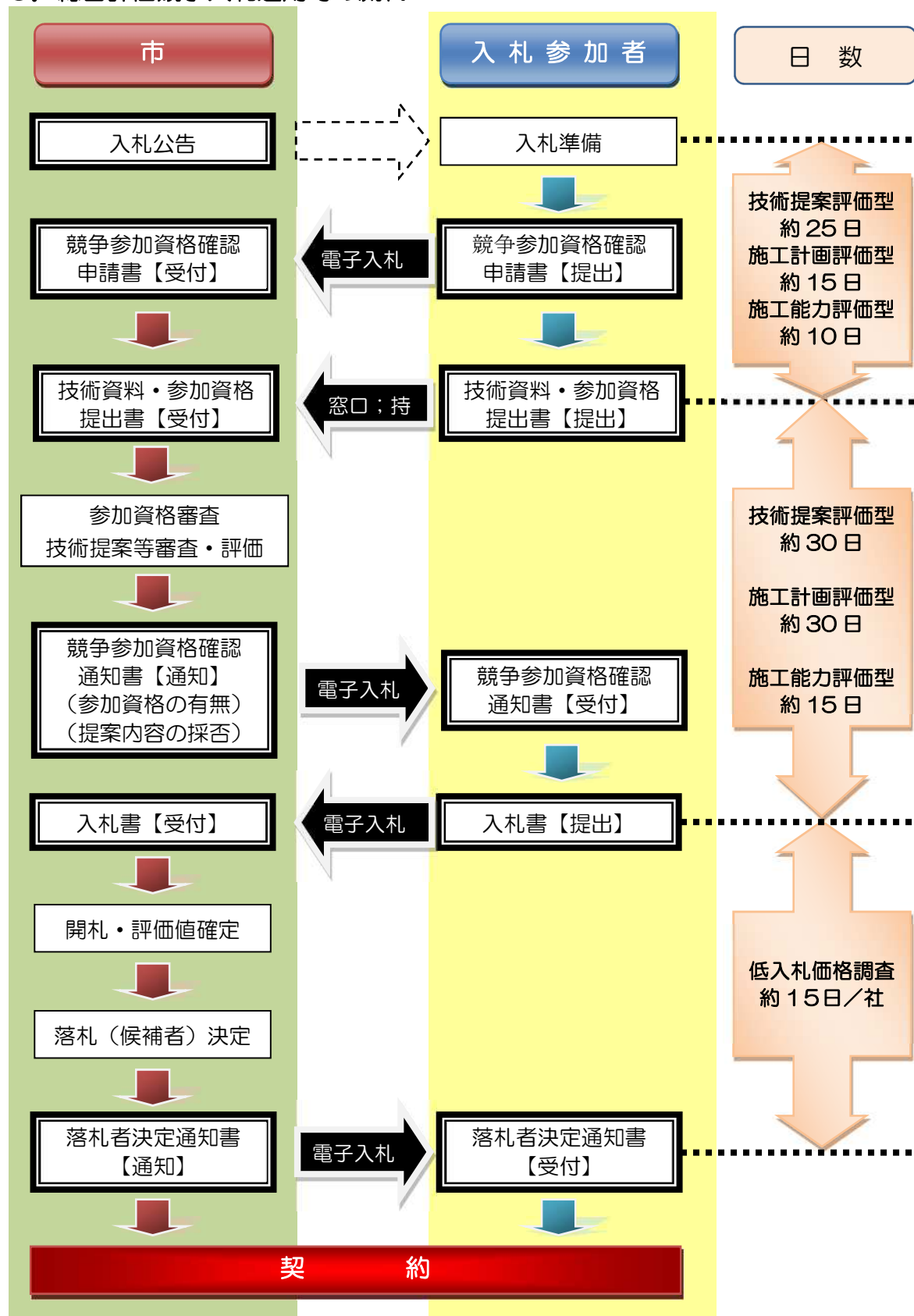
提出書類	内 容	注意事項
紙書類 1部	様式第1号（全ての面） 及びその添付書類	各様式への押印
	様式第2号・様式第3号	様式第2号・様式第3号により施工実績を証する場合は添付が必要

提出書類	内 容	注意事項
CD-R 又は DVD-R 1 部	様式第 1 号（全ての面）	ファイル形式を変更せず、電子データで保存すること

（３）技術資料に関する注意事項

- ア 提出期限以降の技術資料の提出、差換え、修正及び再提出は原則認めません。
- イ 書体はMS明朝とし、サイズ（Word 10ポイント・Excel 11ポイント）、フォント、文字間隔及び改行ピッチ等の変更は認めません。
- ウ 各提案項目に対する提案数の上限は、最大5つまでとします。
- エ 提案数の上限を超えた提案については、評価の対象としません。
- オ 一つの提案に複数の内容が含まれていても、一つの提案として評価します。
- カ 提案を説明するために必要な添付図書は、A4版片面1枚までとします。
- キ 提案内容は、具体的かつ簡潔に記載してください。
- ク 図やイラストなどは、文章を補完するためのものであるため、添付図書のみや文章での記述がない場合は、評価の対象としません。
- ケ 内容が曖昧な「必要に応じて・・・する」「状況に応じて・・・する」「可能な限り・・・する」などの根拠が明確に示されていない提案は、加点の対象としません。
- コ 記載漏れ、記載間違い、誤字、脱字、印鑑漏れが無いが、提出前に十分確認してください。

5. 総合評価競争入札適用時の流れ



6. 総合評価検討会議（要綱第9～16条）

総合評価競争入札の実施に当たり、市職員で組織された総合評価検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置します。検討会議には、技術的な専門部会として技術審査部会及び評価部会を設置し、総合評価競争入札を適用する工事及びその型の決定、落札者決定基準の決定、提案内容の採否、技術評価点の決定、その他技術的審査事務の一般的な運営に関することについて、審議します。

※ 技術審査部会及び評価部会における審査等は、いずれも入札参加者の企業名は非開示で行います。また、これらの専門部会における審査等の経緯は、非公開とします。

7. 技術提案等の保護・履行義務等

（1）契約の相手方の施工方法等（要綱第17条）

契約の相手方は、技術提案及び設計図書による施工計画を提案内容に基づいて施工することとなり、提案内容に係る設計変更等は原則、行いません。

（2）技術提案等の保護（要綱第18条）

入札参加者から提示のあった技術提案及び設計図書による施工計画については、それ自体が提案者の知的財産であることを考慮し、採否及び加算点の有無に関わらず、非公表とします。

（3）技術資料の担保（要綱第19条）

請負契約の締結に当たっては、契約の相手方が提示した技術資料は契約図書の一部となるため、技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目に関しては、加点評価された項目だけでなく、全ての項目が契約の相手方に履行義務があるものとし、履行義務とした提案内容については、請負契約締結時に通知します。

ただし、競争参加資格確認通知書に記載した採用しないこととした提案内容及び「西宮市工事監督規程」に基づく工事監督員との協議により、削除されたものは除きます。

なお、履行状況の監督又は検査を行い、その結果、当該提案内容が不履行であるときは、契約の相手方は理由を付して、書面により申し出なければなりません。

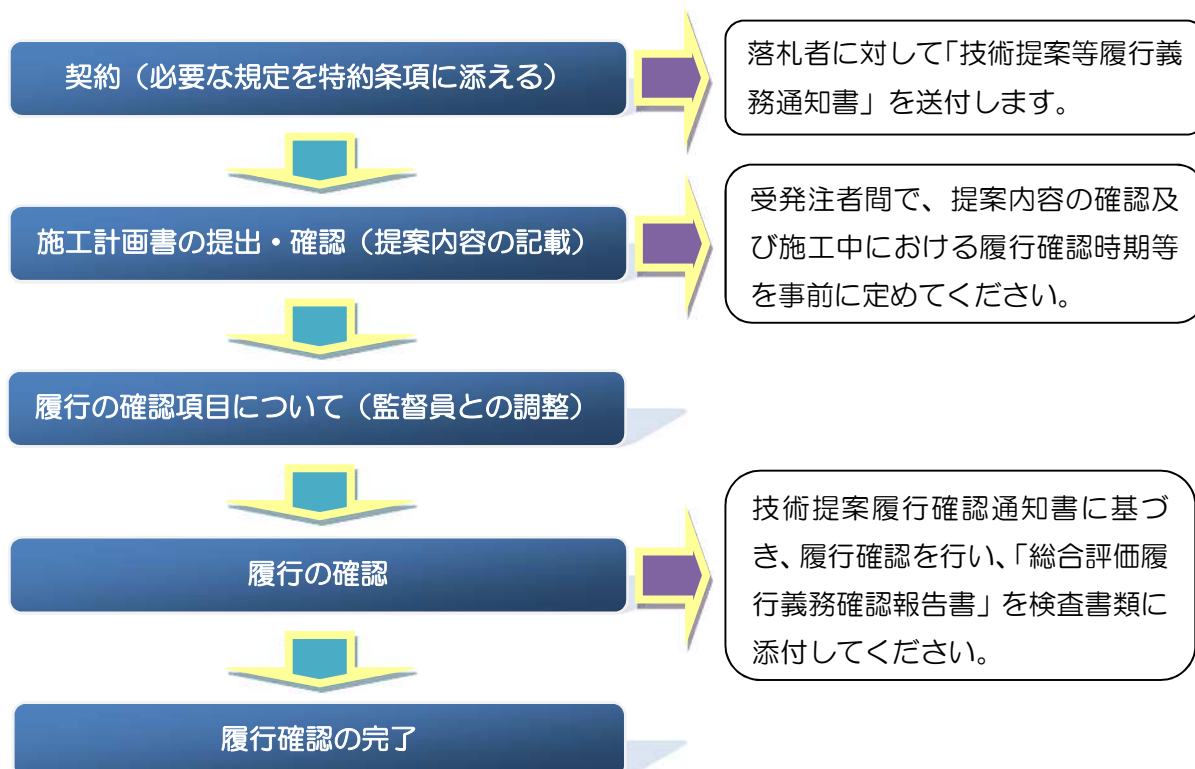
（4）責任の所在等（要綱第20条）

契約の相手方は、技術提案、設計図書による施工計画、施工能力評価項目の適正な履行についての責任を負うことになります。

履行義務とした項目が不履行となった場合、その理由が施工業者の責によると認められるときは、工事成績の減点などの措置を講じます。

（５）技術提案等に関する履行確認の手順

総合評価方式で落札者を決定した場合は、技術提案が履行されるように「技術提案等履行義務通知書」を送付します。受注者より提出される施工計画書に提案内容が適正に記載されるように、工事監督員は確認及び指導を行います。確認後、「技術提案履行確認書」を基に、確認時期の調整を工事監督員と受注者で行い、適正に技術提案が履行されるよう確認します。



（６）工事成績の減点（要綱第２０条第２項）

履行義務とした項目が不履行となった場合、再度の施工が困難あるいは合理的でないときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、加算点等に応じて西宮市の「標準型工事成績評定基準」に基づく総評定点の減点措置を行うものとします。

なお、減点合計に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて減点措置を講じます。

提案数値による定量評価の項目	評価内容に対する１提案あたりの減点	
	加算点が１点以上の項目	当該加算点相当分
	加算点が１点未満の項目	１点
提案内容による定性評価の項目	加算点が１点以上の提案	当該加算点相当分
	加算点が１点未満の提案	１点
	加算されていない提案	０.５点

(7) 契約金額の減額（要綱第20条第3項）

技術提案評価型において、技術提案の不履行があったときは、工事成績評定における減点措置と併せて、次の式により算出した額を契約金額から減額します。

$$\begin{aligned} \text{[契約金額の減額]} = & \left\{ \text{[当初の入札金額]} - \frac{\text{[完成検査時の技術評価点]}}{\text{[入札時の技術評価点]}} \times \text{[当初の入札金額]} \right\} \\ & \times (1 + \text{[消費税+地方消費税]}) \end{aligned}$$

(8) 不落随契

「3. 標準的な落札者決定基準（4）再度入札」の結果、落札者とする対象者がいないときは、総合評価方式から政令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約へ移行します。

この場合、評価値の高い者（評価値の高い者が2人以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者）から順に金額交渉を行います。

また、契約にあたっては、（1）契約の相手方の施工方法等から（7）契約金額の減額まで、準用して適用します。

8. 入札公告及び評価結果の公表等

(1) 入札公告（要綱第21条）

総合評価競争入札による入札を行う場合は、次の事項を公告します。

- ア 総合評価一般競争入札（型の別を含む。）による入札方式である旨
- イ 落札者決定基準
- ウ 技術資料の提出方法及び提出期限
- エ 技術提案又は設計図書による施工計画の採否に関する事項
- オ 技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目の履行の確保に関する事項
- カ 評価結果等の公表に関する事項
- キ 責任の所在及び履行義務違反に対する措置に関する事項
- ク アからキまでに掲げるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項

(2) 評価結果の公表（要綱第23条）

総合評価における各入札参加者の審査結果については、落札者決定後、「西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱」に基づき、次に掲げる事項について、市のホームページ及び契約管理課の窓口で公表します。また、履行義務とした項目が不履行となった場合の工事成績の減点については、工事成績評定通知書に記載し、契約の相手方に対して通知します。

なお、技術資料の記載内容については公表しません。

- ア 落札者の商号又は名称及び落札金額
- イ 各入札参加者の入札金額
- ウ 各入札参加者の技術評価点
- エ 各入札参加者の評価点

(3) 苦情の申立て(要綱第24条)

入札参加者は、「西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領」に基づき、次に掲げる項目について、説明を求めることができます。

- ア 技術提案及び設計図書による施工計画の採否の通知において、採用しない項目があった者は、自身の提案内容が採用されなかった理由
- イ 自身の技術提案又は設計図書による施工計画の評価に対する理由
- ウ 非落札者のうち、当該落札者の決定結果となった理由

※ 苦情の申立てには、所定の期間及び様式が設けられていますので「西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領」を確認してください。

9. 総合評価競争入札 Q&A

(1) 施工能力評価項目について

Q1. 「同種の施工実績」とは、入札参加資格の「施工実績」と同じ工事内容ですか？

☞ 入札参加資格とは異なります。詳しくは、入札案件ごとの入札公告で確認してください。

Q2. 「同種工事の施工実績」、「類似工事の施工回数」、「工事成績の平均点」、「工事の受注実績」は、特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事の対象となりますか？

☞ 原則、構成員の出資比率が20%以上の場合に限り、対象となります。

また、技術者についても、原則、「同種工事の従事割合」、「工事成績の最高点」には、構成員の出資比率が20%以上の主任技術者等として従事した場合に限り、対象となります。詳しくは、入札案件ごとの入札公告で確認してください。

Q3. 特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合は、各評価項目について、すべての構成員の記載が必要ですか？

☞ 工事の評価項目については、工事内容に応じて、工事毎に条件を設定するため、評価が異なる場合がありますので、入札案件ごとの入札公告により確認してください。

Q4. 「同種工事の施工実績」、「類似工事の施工回数」において、民間工事は対象となりますか？

☞ 対象となる場合とならない場合がありますので、入札案件ごとの入札公告で確認してください。

入札参加資格としての施工実績も同様の扱いになります。なお、客観的な資料により実績等が確認できる場合に限り評価します。

Q5. 「同種工事の従事割合」は、現在、所属している企業のほか、以前、所属していた企業の経験も対象となりますか？

☞ 対象となります。

入札参加資格としての配置予定技術者の従事経験も同様の扱いになります。なお、客観的な資料により実績等が確認できる場合に限り評価します。

Q6. 「同種工事の施工実績」、「類似工事の施工回数」、「工事成績の平均点」、「工事の受注実績」、「同種工事の従事割合」、「工事成績の最高点」は、下請けでの実績も対象となりますか？

☞ 原則、元請のみを対象とします。詳しくは、入札案件ごとの入札公告で確認してください。

Q7. 工場製作期間と現場施工期間とで配置予定技術者が異なる場合、「同種工事の従事割合」はどのように評価されますか？

☞ 配置を予定する工事期間ごとに評価します。

例えば、工場製作期間に配置予定の技術者の場合、同種工事の工場製作期間の従事割合を評価し、現場施工期間に従事した同種工事は評価対象外となります。また、従事割合の計算方法は、次のとおりです。

$$(\text{同種工事の工場製作期間の従事期間}) \div (\text{同種工事の工場製作期間})$$

Q8. 合併等により社名が変更した場合は、企業の施工実績は評価されますか？

☞ 過去の実績は継承します。

添付書類につきましては、社名変更を証する書面とともに変更前の社名が記載された評価に関する書類を提出してください。なお、「総合評価の履行義務違反の履歴」及び「指名停止措置の履歴」についても同様に継承します。

Q9. 西宮市上下水道局や西宮市立中央病院での工事成績は、施工実績として評価されますか？

☞ 平成29年3月31日以前に完成検査を実施した西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院の工事成績は、「同種工事の施工実績」、「類似工事の施工回数」及び「同種工事の従事割合」についてのみ、過去の実績として、評価します。また、平成29年4月1日以降に完成検査を実施した西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院の工事成績は、施工実績として、すべて評価します。

Q10. 過去に在籍していた会社が倒産した等の理由により、「同種工事の従事割合」を証明する書類の入手が不可能な場合はどうしたらよいですか？

☞ 証明できる書類が無い場合は、評価しません。

評価を希望する場合、必ず、配置予定技術者として従事している事が確認できる書類を提出してください。

(2) 提案項目について

Q 1 1. 1つの提案に1つの内容を記述するのですか？

☞ その通りです。

1つの提案に1つの内容（施工方法等技術的な所見）を記述してください。

また、1つの提案に複数の内容を記述している場合は、併せて1つの内容として評価しますのでご注意ください。

例えば、4つの提案をされた場合、4つの内容として評価します。それぞれ内容の違う提案としてください。なお、落札者となった場合は、全て提案に対して履行義務が発生しますのでご注意ください。

Q 1 2. 設定された提案数を超えて提案を記載した場合はどうなるのですか？

☞ 提案数の上限を超えた提案内容については、評価の対象としません。

例えば、提案数の上限が5つの場合において、6つ以上の提案があった場合、記載順に5つの提案を評価の対象とします。なお、落札者となった場合は、6つ目以降の提案に対して、すべて履行義務が発生しますのでご注意ください。

Q 1 3. 提案内容に関する事項で、評価対象外となる場合はどのような場合ですか？

《評価対象外となる事例》

☞ 技術資料・参加資格提出書（様式第1号）の記載する箇所を誤っている場合

例）品質管理を記載しなければならない項目に安全管理項目が記載されている。

☞ 規定枚数以上の資料を提出している場合

☞ 目標値を記載している場合

例）騒音レベルを○○db以下にすることを目標とする。

☞ 寸法、規格、仕様など、契約図書の変更になる内容を提案している場合

例）立坑支保工に変更する。

☞ 現場条件等によって、設計変更の対象とする旨を設計図書に明記している場合

☞ 要求事項に比べて、過大な提案になっている場合

☞ 総合的な工事費が判断できず、任意仮設とする内容を提案している場合

Q 1 4. 設計図書による施工計画の評価において、具体的に評価されない内容にはどのようなものがありますか？

《評価されない事例》

☞ 総合評価方式における施工計画（工程表・技術的所見）の評価は、記述している提案内容の実現性・具体性とその根拠の正確性が判断基準となります。記述の誤りは評価の対象としません。また、提案内容に対して根拠が明らかに示されていない、特記仕様書、共通仕様書

や法令等に反する記述をしている、共通仕様書や法令等を単に転写している及び曖昧な表現の提案（例：必要に応じて・・・努力する。）なども評価の対象としません。

Q 1 5. 工程管理に係る技術的所見の工期短縮について、短縮日数の大小によって評価が変わるのですか？

☞ 評価は変わりません。

設定した工期内で短縮された日数の大小のみを評価するのではなく、手順や施工方法などを含め総合的に判断し評価します。

（３）履行の確認について

Q 1 6. 提案内容の情報が外部に流出することはありませんか？

☞ ありません。

本市では、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取扱います。

Q 1 7. 施工計画の提案で、良い内容にするため費用をかける提案をしました。工事の施工において、変更契約（増額）の対象となりますか？

☞ 変更の対象とはなりません。

実際に履行ができないような提案はしないでください。ただし、関係機関との協議や施工中に第三者からの要望による場合等、契約後に発生した事項については、変更対象となることもあります。工事担当者によく協議してください。

なお、採用しない提案は、西宮市建設工事総合評価競争入札実施要綱第8条に基づき、入札参加資格の審査結果に添付している「競争参加資格確認通知書」において通知しています。

（４）その他

Q 1 8. 「同種工事の施工実績」が無い場合、入札に参加できますか？

☞ 「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の施工実績が満足されていなければ、入札に参加できません。これは、設定する場合と設定しない場合があります。

「落札者決定基準」の施工実績が満足されていなければ、評価点は「０」となりますが、入札には参加できます。なお、配置予定技術者の従事経験や資格についても同様の扱いとなります。

Q19. 資格や実績を有する配置予定技術者は、どの時点で配置したらよいですか？

☞ 契約時に配置してください。

なお、入札参加申請時には、現場代理人等配置予定届を提出してください。詳しくは、入札案件ごとの入札公告で確認してください。

Q20. 資料提出後の配置予定技術者の途中交代は認められますか？

☞ 総合評価競争入札では、落札者決定以前に配置予定技術者の評価点等を審査しています。配置予定技術者以外の者への交代は入札（審査）結果を変えてしまう恐れがあるため、工場から現地へ工事の現場が移行する時、且つ入札参加資格申請時に届け出のある配置予定技術者に交代する場合以外は原則認められません。

ただし、次のいずれかの要件を満たし、且つ途中交代後の配置技術者の評価点が、途中交代前の配置予定技術者の評価点以上の場合に途中交代を認める場合があります。

(1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合¹

(2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合¹（※主に工期延長を想定）

なお、入札公告に定めのある場合は、入札公告を優先します。

¹「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年国不建技第123号）二一の(4)

Q21. 虚偽記載などがあった場合はどうなりますか？

☞ 『落札者決定基準』により、落札者とはなりません。

なお、この場合においては、「西宮市指名停止基準」の規定に基づき、指名停止の措置等を行います。

例）・資格の無い者がその事実を知っていながら応札をした場合

・施工実績や従事経験等を故意に偽って申請をした場合

Q22. 入札公告において評価項目が設定されていますが、評価項目の加点要素が無ければ参加できないのですか？

☞ 参加できます。評価項目と入札参加資格要件は異なり、入札参加資格要件を満たしていれば、入札に参加できます。

入札案件ごとの「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」で確認してください。

なお、加点要素が無い場合でも、技術資料・参加資格提出書（様式第1号）は提出してください。

Q23. 配置予定技術者を1名に特定できない場合は、どのようにすればいいですか？

☞ 記載いただいた技術者の従事経験等に基づいて審査・評価を行います。

配置予定技術者を1名に特定できない場合は、複数名の技術者を記載いただいても構いま

せんが、落札し、契約した際には、記載した者の中から入札参加資格要件を満たす技術者を選択していただきます。入札参加資格要件は、入札案件ごとの入札公告で確認してください。

なお、技術評価点に関しては、技術評価点の合計の最も低い技術者の点数をもって評価値を算出します。

Q24. 工事成績の各評価項目では、西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関が発注した工事となっていますが、保有している工事成績が対象になるかわかりません。どのように判断すればよろしいでしょうか？

☞ 西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関については、該当工種の工事成績を対象とし、工事実績情報サービス（コリンズ）に登録されたもので、西宮市の場合は、標準型工事成績評価基準における工事成績評価通知書を通知されたものに限りします。

その他公共機関については、各発注機関の工事成績評価結果とし通知されたものに限りします。

なお、その他公共機関は、工事内容に応じて工事毎に設定するため、入札案件ごとの入札公告により確認してください。

Q25. 保有している工事成績が今回工事の該当工種の対象になるかわかりません。どのように判断すればよろしいでしょうか？

☞ 証明できる書類が無い場合は、評価しません。

保有している工事成績について、工事実績情報サービス（コリンズ）等（根拠資料）によって該当工種に分類されると確認できる書類を提出してください。

10. 問い合わせ

（１）入札手続きについて

西宮市財務局財務総括室契約管理課 工事契約チーム 電話 ０７９８（３５）３４０５

（２）技術提案等について

西宮市財務局財務総括室契約管理課 管理チーム 電話 ０７９８（３５）３４６４